

月刊労務パー

ふとした疑問はここで解決!

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 11

年休あれこれ

事業主のみなさん、ご存知でしたか?

事業主のみなさんが意外と知らない「年次有給休暇」の仕組みや内容、運営上の管理の仕方を解説します。年次有給休暇は1年間に労働者に与えなければならない有給の休暇であり、基本的に労働者からの年次取得の請求を拒むことは出来ません。

年次有給休暇の発生要件

年次有給休暇は、雇入れの日から(試みの使用期間を含む)6ヶ月間継続勤務をし、全労働日の8割以上を勤務した場合(出勤率8割)に発生します(労基法39条)。ここでいう「継続勤務」とは、実質的に労働契約が存続しているかどうか(在籍期間)を判断するもので、必ずしも継続して「出勤」をしていなければならぬものではなく、休職期間や長期病欠期間なども通算されます。定年後に再雇用された場合、パートから正社員に転換した場合も、前後の期間を通算します。

出勤率の計算

出勤率を求める計算式は「出勤率=出勤日数/全労働日」となっています。出勤日数は実際に労働した日数で、遅刻や早退などを一日の全部を労働してない場合も含めますが、休日労働をした日は除きます。また、以下の期間は出勤したものとみなさなければなりません。①業務上の疾病・負傷による休業の期間②産前産後休業の期間③育児・介護休業期間④年次有給休暇の取得日。そして全労働日とは、暦の総日数から所定休日を除いた日で、以下の期間は労働日から除外することとなります。①使用者の責任による休業の期間②正当な争議行為により労働の提供がされなかった期間③所定休日以外に労働した期間④割増賃金の支払いに代わる代替休暇を取得した終日出勤しなかった日です。

年次有給休暇の付与日数

最初の10日から勤続年数に応じて増えてゆき、勤続6年6ヶ月の20日で頭打ちです。年次有給休暇の付与日数は表1のとおりで、法定を上回る日数を与えることもできます。

繰り越し

年次有給休暇の権利はいつまで使用できるのでしょうか? 年次有給休暇には時効の規定(2労基法115条)が適用され2年の消滅時効とされています。これは、その権利は取得可能となった日から2年で消滅するということ意味です。従って、年次有給休暇の利用ですが、昨年より繰り越された分の年休の残日数から使

年休使用の手続き

使用者の許可や承認は不要で、就業規則などに、事前の届出制とする旨を定めておくのが一般的です。ルール化をすることで、使用者は代替要員を手配する準備期間ができ、労働者の時季指定権も守られ、労使双方にメリットがあります。

ケイヌスタディ

退職間際の社員が未消化の年次有給休暇をまとめて請求してきた場合与える義務はあるのでしょうか? (回答) 退職の申し出と同時に残りの期間のすべてをあてられ、代替要員を確保する余裕もなく、業務の引継ぎすらできないようなケースですが、退職(労働契約の終了)と同時に年休権は消滅してしまふため、退職日以後への時季指定権を行使することはできず、結果的に請求どおり与えなければなりません。

ケイヌスタディ

当日朝の請求や欠勤を年次有給休暇に振り替えて欲しいと事後に言ってきた場合に応じる義務はあるのでしょうか? (回答) 法律では、労働者の事前請求を会社が認めて取得することになっているので、当日の請求や欠勤からの振り替え希望があっても応じる義務はありません。ただし、会社が認めても法律違反

ケイヌスタディ

反ではありません。 (回答) 半日単位の有休の取得は可能ですか? (回答) 年休を半日単位で取ることも可能ですが、労使合意が必要なので、就業規則などに規定が特になければ「半日単位での請求に応じる義務はありません。」 (回答) パートタイム労働者やアルバイトからの請求であっても要件を満たしている場合は拒否できません。ただし、週所定労働時間や週所定労働日数により付与すべき日数が一般の労働者より少なくなる場合もあります(日数については月刊労務ページVOLUME9を参照してください)。(社会保険労務士 佐々木 健)

表1 勤続年数別の年次有給休暇の付与日数

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

所長の一言

新年あけましておめでどうございませう。昨年末によく当事務所のホームページがオープンいたしました。まだまだ、質素なものではありますが、これから育てていくことを前提にしたものです。どうぞよろしくお願ひします。2011年度の人口自然減は、過去最大の20万人超となる見込ださうです。最近近所で赤ちゃんの泣き声を聞くことがないですが、NHKのドラマでは出産して産声を上げる場面がよく出てくると妻が言っていました。そういえば最近では昭和時代のドラマが増えてきているように思いますが、何もなかった不便な時代の人々がなぜかいきいきしているように感じています。それは夢や目標を叶えるため、日々努力している姿が愛おしく思えるからではないでしょうか。携帯を持ってほとんどどの用は済んでしまふし、欲しいものは簡単に手に入りますが、情熱を持って頑張る、そんな新しい時代を期待します。(所長 堀井 潤)

ホームページURL
<http://www.horii-office.jp/index.html>
 E-mail: h-office@js3.so-net.ne.jp
 TEL: 018-863-7300 FAX: 018-863-7303

発行所 秋田市保戸野金砂町2-51 社会保険労務士法人堀井事務所
 本誌掲載の記事・写真などの無断転載・配付を禁じます。
 (C) 社会保険労務士法人堀井事務所 編集責任者 堀井 申孝

